

事 務 連 絡
令 和 6 年 2 月 6 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局医薬安全対策課

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチンに係る
「使用上の注意」の改訂について

医薬品の安全対策については、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、別添のとおり、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛て通知しましたのでお知らせします。

医薬薬審発 0206 第 1 号
医薬安発 0206 第 1 号
令和 6 年 2 月 6 日

日本製薬団体連合会
安全性委員会委員長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン
に係る「使用上の注意」の改訂について

第 55 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（令和 6 年 2 月 5 日開催）における議論結果等を踏まえ、医薬品の「使用上の注意」の改訂が必要と考えますので、下記のとおり必要な措置を講ずるよう貴会会員に周知徹底方お願い申し上げます。

記

別紙 1、2 のとおり、速やかに使用上の注意を改訂し、医薬関係者等への情報提供等の必要な措置を講ずること。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 68 条の 2 の 3 第 1 項に規定する届出が必要な医薬品の注意事項等情報を改訂する場合については、法第 68 条の 2 の 4 第 2 項に基づき独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛て届出を行うこと。

別紙 1

【薬効分類】 6 3 6 混合生物学的製剤

【医薬品名】 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン（ゴービック水性懸濁注シリンジ）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品の電子化された添付文書の記載要領について」（令和3年6月11日付け薬生発0611第1号局長通知）に基づく改訂（新記載要領）】

現行	改訂案
<p>7. 用法及び用量に関連する注意 接種対象者・接種時期 本剤の接種は、生後2か月から<u>60</u>か月までの間にある者に行うが、初回免疫については、標準として生後2か月から7か月未満で開始し20～56日の間隔をおいて接種する。追加免疫については、標準として初回免疫終了後6か月から<u>13</u>か月を経過した者に接種する。</p>	<p>7. 用法及び用量に関連する注意 接種対象者・接種時期 本剤の接種は、生後2か月から<u>90</u>か月までの間にある者に行うが、初回免疫については、標準として生後2か月から7か月未満で開始し20～56日の間隔をおいて接種する。追加免疫については、標準として初回免疫終了後6か月から<u>18</u>か月を経過した者に接種する。</p>

下線は変更箇所

別紙 2

【薬効分類】 6 3 6 混合生物学的製剤

【医薬品名】 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン（クイントバックス水性懸濁注射液用）

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品の電子化された添付文書の記載要領について」（令和3年6月11日付け薬生発0611第1号局長通知）に基づく改訂（新記載要領）】

現行	改訂案
<p>7. 用法及び用量に関連する注意 接種対象者・接種時期 本剤の接種は、生後2か月から60か月までの間にある者に行うが、初回接種については、標準として生後2か月から7か月未満で開始し20～56日の間隔をおいて接種する。追加接種については、標準として初回接種終了後6か月から18か月を経過した者に接種する。</p>	<p>7. 用法及び用量に関連する注意 接種対象者・接種時期 本剤の接種は、生後2か月から90か月までの間にある者に行うが、初回接種については、標準として生後2か月から7か月未満で開始し20～56日の間隔をおいて接種する。追加接種については、標準として初回接種終了後6か月から18か月を経過した者に接種する。</p>

下線は変更箇所